

平成 29 年 8 月

平成 30 年度
税制改正等要望書

日本洋酒酒造組合

理事長 岸本 健利

平成30年度税制改正等要望項目

要望1 洋酒に対するアルコール分に比例した 度数課税の適用範囲の拡大と1度ごと の加算税率の引下げ

・・・・・・・・・・1頁

- 1 洋酒（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒及びリキュール）に対するアルコール分に比例した度数課税の適用範囲は、度数課税となっていない度数帯もあり限定的となっています。

近年の多様化する消費者ニーズに対応できるようにするため、度数課税となっていない度数帯もアルコール分に比例した度数課税の適用範囲とされるよう、その適用範囲の拡大を要望します。

- 2 また、最近ではアルコール分の低いチューハイやハイボールが好んで飲まれるとともに、高いアルコール分の洋酒も水割り・炭酸割り・果汁の混和等で低いアルコール分にして飲用されるなど、いずれも消費者が自ら健康に配慮した飲用実態となっています。このような実態を考慮し、今後、消費税が増税されることも踏まえ、洋酒に対する酒税は、アルコール分1度につき1万円の加算税率を、少なくとも消費税の増税される率分は引下げられるよう要望します。

要望 2 薬酒に対する軽減税率制度の導入

・・・・・・・・・・ 8 頁

薬酒（「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の医薬品）は、致酔飲料というより、薬として高齢の人あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために飲用しているものであります。

薬酒が、国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮され、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

要望 3 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度の導入

・・・・・・・・・・ 10 頁

1 酒税は、酒類を消費した者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中に織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が負担する仕組みとなっています。

そこで、酒類が消費者に消費されていないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

2 流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入れ代金に含まれて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を導入されるよう要望します。

また、廃棄する場合、廃棄処理施設の発行する廃棄証明書により、酒類販売業者に直接酒税の還付が受けられる制度を導入されるよう要望します。

要望 4 制度の簡素合理化

・・・・・・・・・・ 12 頁

酒税法を見直し、申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

要望 1 洋酒に対するアルコール分に比例した 度数課税の適用範囲の拡大と1度ごとの 加算税率の引下げ

〔要旨〕

- 1 洋酒（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒及びリキュール）に対するアルコール分に比例した度数課税の適用範囲は、度数課税となっていない度数帯もあり限定的となっています。

近年の多様化する消費者ニーズに対応できるようにするため、度数課税となっていない度数帯もアルコール分に比例した度数課税の適用範囲とされるよう、その適用範囲の拡大を要望します。

- 2 また、最近ではアルコール分の低いチューハイやハイボールが好んで飲まれるとともに、高いアルコール分の洋酒も水割り・炭酸割り・果汁の混和等で低いアルコール分にして飲用されるなど、いずれも消費者が自ら健康に配慮した飲用実態となっています。このような実態を考慮し、今後、消費税が増税されることも踏まえ、洋酒に対する酒税は、アルコール分1度につき1万円の加算税率を、少なくとも消費税の増税される率分は引下げられるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 蒸留酒に対する課税は、国際的に見ますとアルコール分に比例した度数課税が中心になっています。

これに対し、我が国の洋酒に対する度数課税は、

ウイスキー等（ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）はアルコール分が 8 度以上 13 度未満及び 37 度以上、甘味果実酒はアルコール分が 12 度以上、リキュールはアルコール分が 8 度以上のものに限定されています。

したがって、その他のアルコール分の度数帯はアルコール分に比例しない定額課税となっています。具体的には、ウイスキー等はアルコール分が 1 度以上 8 度未満及び 13 度以上 37 度未満、甘味果実酒は 1 度以上 12 度未満、リキュールは 1 度以上 8 度未満がアルコール分に比例しない度数帯の定額課税という変則的な課税となっています。

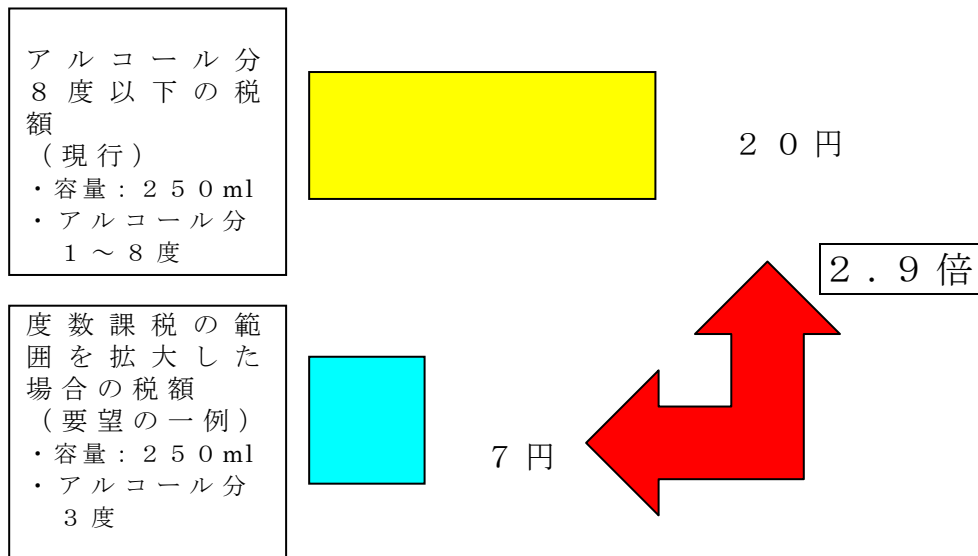
これらのアルコール分に比例しない定額課税となっている度数帯の洋酒について、近年の消費者の低アルコール分の酒類を好むというニーズに応えた商品を造ろうとしても、現行のアルコール分に比例した度数課税の範囲が下限 8 度（ウイスキー等、リキュール）ないし 12 度（甘味果実酒）又は 37 度（ウイスキー等）と限られているため、割高の酒税負担を余儀なくされることから、低アルコール商品を好むという消費者ニーズに応えた商品開発ができ難い状況にあります。

（具体例 1）

ウイスキー等について度数課税の適用範囲が拡大されますと、アルコール分 3 度の場合、250ml 缶 1 本当たり 7 円の税額となります。

ところが、現行税法ではアルコール分 8 度の税額と同額の 20 円となり、2.9 倍もの割高な負担を余儀なくされています。

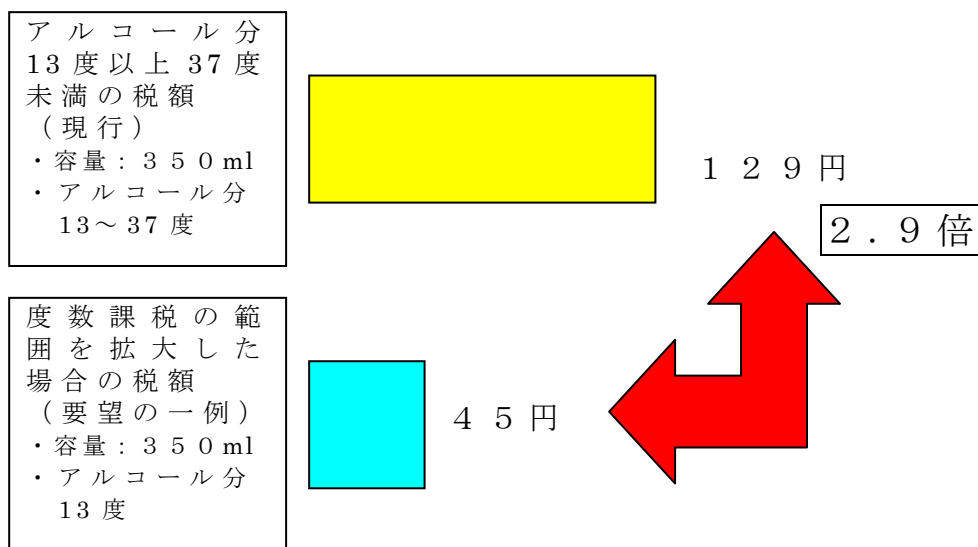
○ ウイスキー等の度数課税の適用範囲を拡大した場合の例



(具体例 2)

アルコール分 13 度のウイスキー等について度数課税の適用範囲が拡大されたとして計算しますと、350ml 缶 1 本当たり 45 円の税額となります。一方、現行酒税法では、アルコール分 37 度の税額と同額の 129 円となり、2.9 倍もの割高な負担となっています。

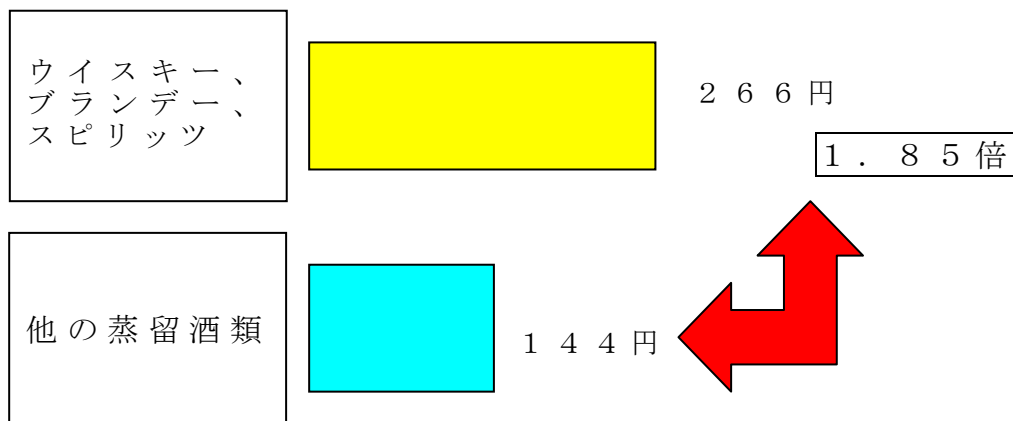
○ ウイスキー等の度数課税の適用範囲を拡大した場合の例



(2) ウイスキー等以外の蒸留酒類は、アルコール分 20 度以上が度数課税となっていますが、ウイスキー等の度数課税は、アルコール分 37 度以上となっています。

このため、酒税額は、アルコール分 37 度ではウイスキー等と他の蒸留酒類との間に違いはありませんが、アルコール分 20 度では他の蒸留酒類が 720ml びん 1 本当たり 144 円であるのに対して、ウイスキー等は 720ml びん 1 本当たり 266 円（アルコール分 37 度の税額と同額）と 2 倍近い格差があります。

- ウイスキー等と他の蒸留酒類との酒税額の比較
(アルコール分 20 度、容量 720 ml)



イ このような度数課税の格差は、商品価格に反映し、本来中立であるべき税制が消費者ニーズに適応した商品開発を妨げ、結果的に消費者の商品選択の幅を狭めることとなっています。

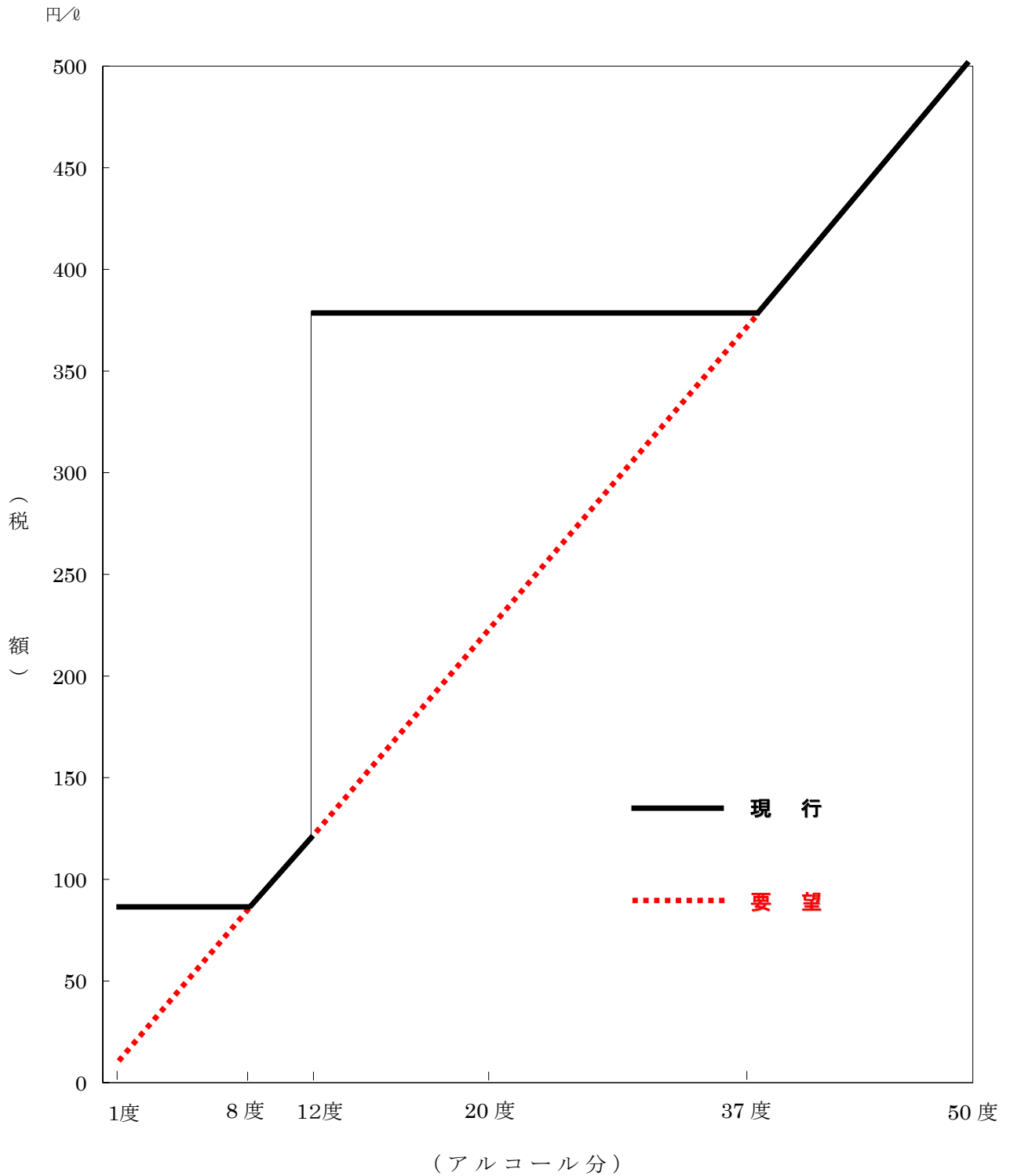
ロ 税制上の格差が設けられた趣旨は、酒類の品目間の分野調整のためと言われていますが、制度創設時あるいは基本税率に大きな格差があっ

た時代ならともかく、基本税率が同額となり、消費者ニーズが多様化している今日にあっては、極めて合理性に欠ける制度であります。

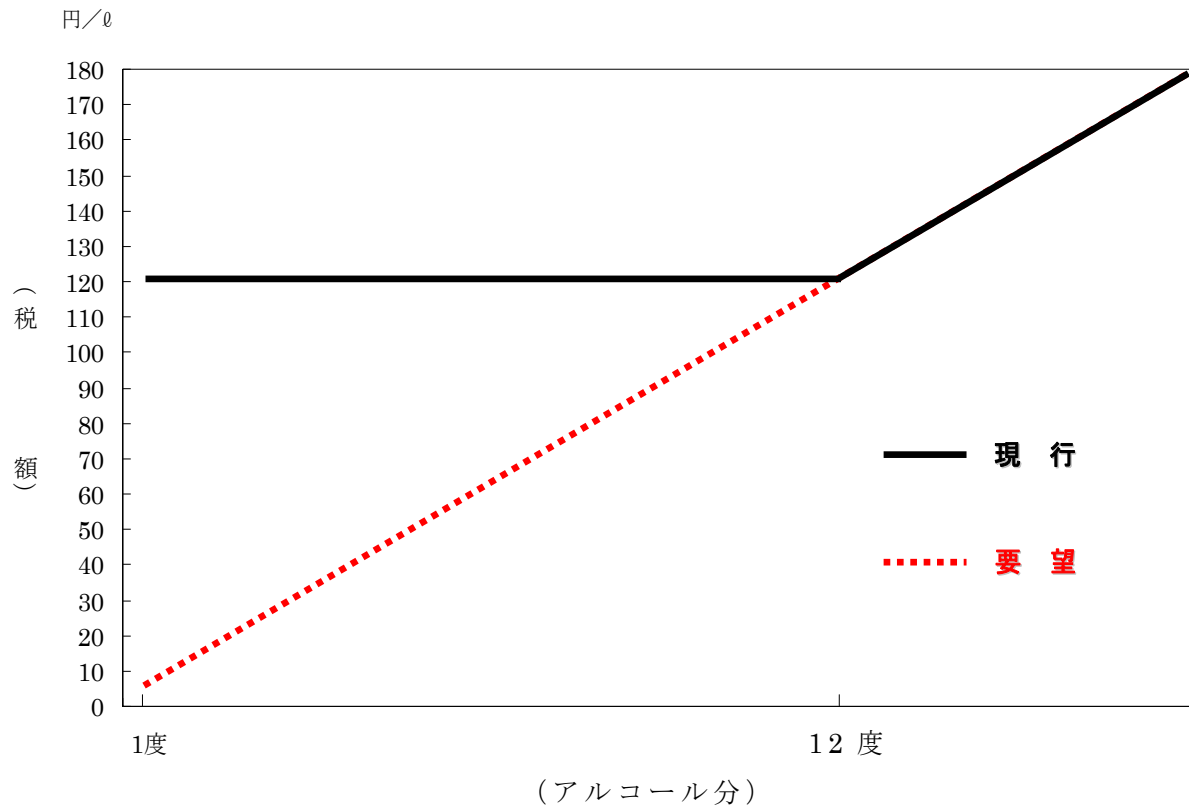
ハ 酒税の税率は、酒類の持つ致酔度すなわちアルコール分の強弱に応じて上下することが基本と考えます。このことから、アルコール分 13 度の酒類と 37 度の酒類が同額の酒税を負担していることは極めて疑問と言わざるを得ません。また、同じ 20 度の蒸留酒の場合、ウイスキー等と他の蒸留酒類の間で酒税の負担額が 2 倍近い格差があることは全く理解しがたいものであります。

ニ 今後、消費税の税率が改正されるに伴い、納税義務者の税負担が大きくなり、経営を圧迫することになること、また、消費者の税負担も増えることになることから、アルコール分 1 度につき 1 万円の加算税率を少なくとも消費税の増税される率分は引き下げる必要があると考えます。

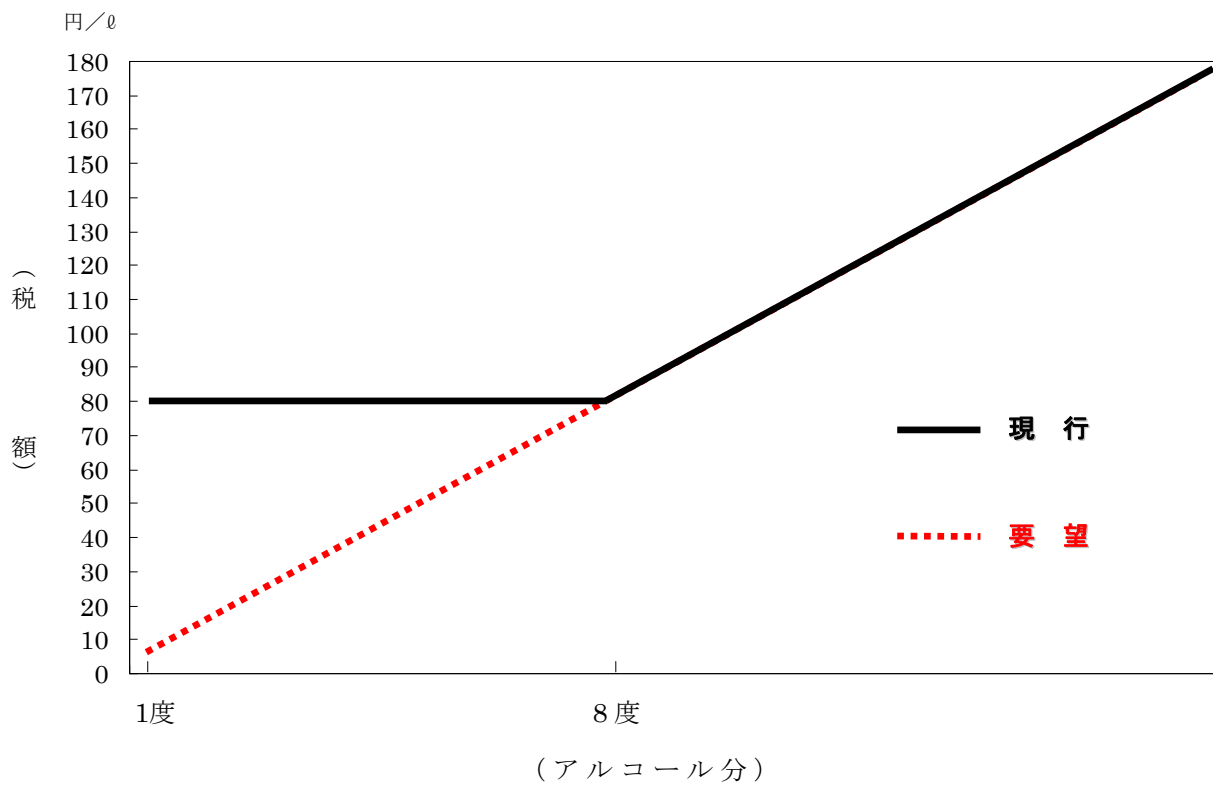
(図1) ウイスキー、ブランデー、スピリッツに
対する度数課税の適用範囲の拡大要望



(図2) 甘味果実酒に対する度数課税の適用範囲の拡大要望



(図3) リキュールに対する度数課税の適用範囲の拡大要望



要望 2 薬酒に対する軽減税率制度の導入

〔要旨〕

薬酒（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の医薬品）は、致酔飲料というより、薬として高齢の人あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために飲用しているものであります。

薬酒が、国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮され、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

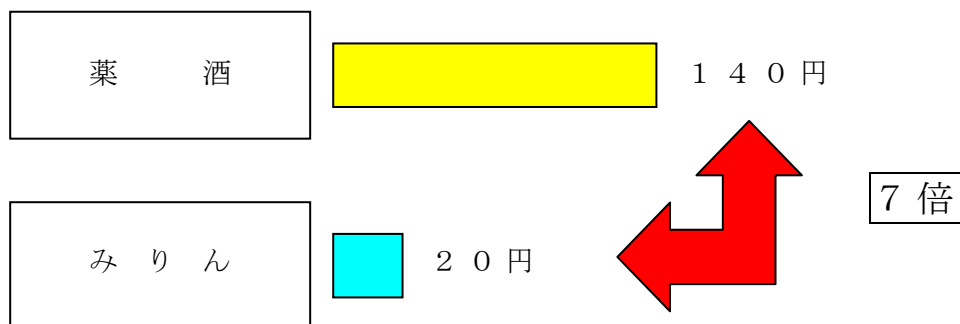
〔説明〕

- (1) 薬酒は、致酔を目的とせず、主として高齢の人あるいは虚弱体質の人等が健康保持、健康回復等のために服用され、定められた用法用量に従い一日当たりの服用量の上限が示されています。また、薬酒の原料のアルコールは、「生薬の薬効成分を効率良く抽出するための溶媒」としての使用が目的の一つであります。

- (2) ところで、薬酒と同様に酒類の中で致酔を目的としないため低税率が適用されている例としては「みりん」があります。
みりんの税額は 20 円 / 10（14 度）であるのに対して、薬酒（リキュール）の税額は 140 円 / 10（14 度）であり、実に 7 倍の負担を余儀なくされています。

○ 薬酒とみりんの酒税額の比較

(アルコール分14度、容量1ℓ)



(3) 致酔を目的としない酒類であるという点では薬酒とみりんは同じであるのみならず、薬酒が国民の健康増進、福祉の向上等と深く関係している酒類であることを考慮の上、大幅な酒税の軽減をされるよう要望します。

(4) 現行の国税庁通達では、厚生労働大臣から製造許可を受けたアルコール含有医薬品のうち特定のものについては、アルコール分1度以上で飲用に供することができるものであっても酒類には該当しないことに取り扱われています。更に、薬酒は薬局でのみ販売されている実態があります。

以上のことから薬酒に係る酒税の軽減は合理性があると考えます。

要望3 流通市場における被災酒類及び変質等 酒類の酒税現地還付制度の導入

〔要旨〕

- 1 酒税は、酒類を消費した者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中に織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が負担する仕組みとなっています。

そこで、酒類が消費者に消費されていないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

- 2 流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入れ代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付する制度を導入されるよう要望します。

また、廃棄する場合、廃棄処理施設の発行する廃棄証明書により、酒類販売業者に直接酒税の還付が受けられる制度を導入されるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 現在、流通市場にある酒類が被災した場合、それらに係る酒税は、その納税義務者である酒類製造者等を通じて被災者に還付する制度となっています。

しかし、流通段階における書類の整理が不十分なため、酒類製造者等が被災者に還付した税相当額について、国から還付を受けられないケースがあり、当該酒税相当額は酒類製造者等の負担となってい

ます。また、被災酒類の酒税の還付に要する事務処理負担は大きいものがあります。

- (2) 流通市場にある酒類が変質し消費者に販売することが出来なくなった場合、流通業者が廃棄しても酒税の還付を受けられないため、酒類製造場へ返品し、酒類製造者が戻入れ控除を受け、流通業者へ酒税分を還付していますが、酒類を製造場に戻す事務処理と物流経費が大きな負担となっています。
- (3) 流通市場にある季節を限定した酒類及び賞味期限を付した酒類を消費者に販売することができなくなった場合、流通市場から酒類製造場まで返品しても、最終的には廃棄しており返品のための物流経費が無駄になっています。
- (4) そこで、流通市場にある酒類販売業者が所持する酒類が、被災した時に被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認した場合及び変質や期限切れのため廃棄する時、所轄税務署長の確認を受けた場合は、手持品戻税制度の例に倣い、被災者又は廃棄する者である酒類販売業者に酒税を直接還付する制度を新設されるよう要望します。

また、酒類を廃棄する際、公害関連施設を完備した処理工場又は公的処理施設を活用した場合は、これらの廃棄処理工場の廃棄した証明書により、酒税の控除・還付が受けられる制度を新設されるよう要望します。

要望 4 制度の簡素合理化

〔要旨〕

酒税法を見直し、申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

〔説明〕

酒税法は、法の歴史も古く、酒類製造者に対し、申告、届出、承認、許可等の多くの義務規定を定めています。

これらの義務規定は、今日の酒税が移出課税で、かつ、申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定が多くあります。新しい時代に適合するよう酒税法の抜本的な見直しを行い、多くの要望事項の実現を図られるよう要望します。

例えば、

- ・ 課税済酒類の輸出還付制度の新設
- ・ 記帳義務の簡素化、記帳事項の省略